

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】…

対象施設：管路施設の本管、マンホール

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】…

対象施設：マンホールポンプの電気設備

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】…

対象施設：マンホールポンプの汚水ポンプ本体、マンホール蓋、  
柵及び取付管

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ、マンホール	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰもしくは緊急度Ⅱで改築を実施。	硫化水素による要因（腐食のおそれの大きい箇所）
管きよ、マンホール	1回/5年で点検を実施。調査は1回/10年の頻度で実施。	緊急度Ⅰもしくは緊急度Ⅱで改築を実施。	コンクリート管（陶管を含む）
管きよ、マンホール	1回/10年で点検を実施。調査は1回/20年の頻度で実施。	重要度に応じ、緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施。	上記以外

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯蓄施設等を含む

(例)	施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
		(該当施設なし)		

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

(例)	施設名称	目標耐用年数	備考
	マンホールポンプ の電気設備	標準耐用年数	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(例)	施設名称	目標耐用年数	備考
		(該当施設なし)	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下事第〇〇号、下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

...

柵及び取付管については、処理機能への影響が小さいため、事後保全施設に分類している。  
マンホール蓋については、他事業連携出資により低コストで修繕・改築を実施している。

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

...

マンホールポンプの汚水ポンプ本体については、予備機を保有していることから、事後保全施設に分類している。

【水処理施設】

送風機本体もしくは  
機械式エアレーション装置

...

(該当施設なし)

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

...

(該当施設なし)

③ 改築実施計画

1) 計画期間

平成	31 年度	～	平成	35 年度
			令和	5 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】 ※供用年数は 2020 年度からの計画期間とする。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 /個所数	概算 費用 (百万円)	備考
中部排水区	合流	管きよ φ 250	S45	50～53	2.15m	0.170	
中部排水区	合流	管きよ φ 400	S45	50～53	39.72m	5.203	
中部排水区	合流	管きよ φ 500	S45	50～53	34.98m	6.017	
西部排水区	合流	管きよ φ 1000	S46	49～52	43.23m	16.903	
西部排水区	合流	管きよ φ 250	S46	49～52	2.99m	0.326	
西部排水区	合流	管きよ φ 300	S46	49～52	17.70m	1.628	
西部排水区	合流	管きよ φ 200	S47	48～51	14.55m	1.542	
諸福排水区	合流	管きよ φ 250	S48	47～50	37.08m	2.929	
諸福排水区	合流	管きよ φ 1500	S47	48～51	102.24m	69.216	
合計					294.64m	103.934	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万 円)	備考
(例)							
(例)		(該当施設なし)					
合計							

- 備考 1) 改築を実施する施設のうち、②1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。
- 備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。
- 備考 3) 「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 410 億円 / 50 年	概ね 50 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。